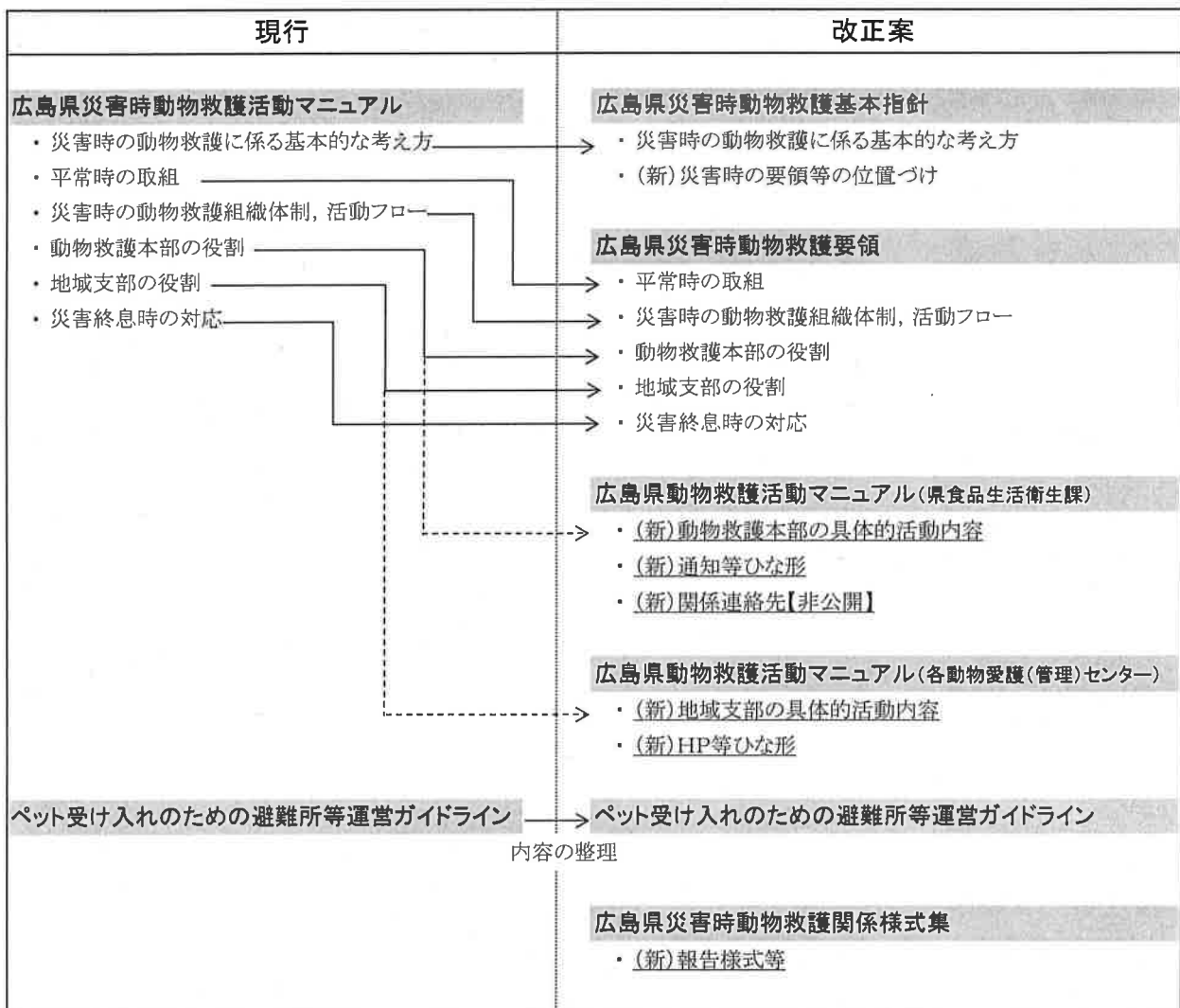


主な改正点

マニュアル体系の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現マニュアルを指針と要領に再編成</li> <li>・ 災害発生時の具体的な行動を記載した実践的なマニュアルを作成</li> </ul>
平成30年7月豪雨対応検証結果の反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所調査や支援物資搬送の際の連携について、協力団体等と調整・合意し、マニュアルに明記した。</li> <li>・ 平成30年7月豪雨時に使用した各種様式を様式集として取りまとめた。</li> </ul>

改正イメージ



別冊資料目次

・ 広島県災害時動物救護基本指針(案)	.....P 1
・ 広島県災害時動物救護要領(案)	.....P 3
・ 広島県動物救護活動マニュアル(県食品生活衛生課)(案)	.....P15 14
・ 広島県動物救護活動マニュアル(各動物愛護(管理)センター)(案)	.....P29 28
・ ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン(案)	.....P39 38
・ 広島県災害時動物救護関係様式集(案)	.....P63 62

# 広島県災害時動物救護基本指針（案）

令和元年\_\_月

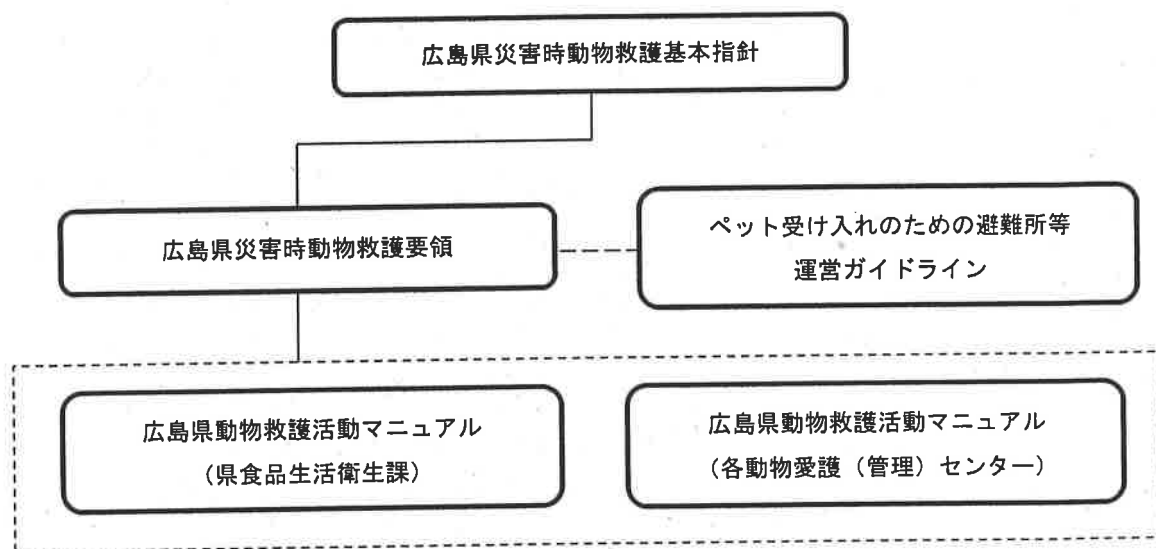
広島県健康福祉局食品生活衛生課

## 1 目的

この指針は、平成20年3月に策定した「広島県動物愛護管理推進計画」に基づき、動物愛護管理及び動物による人への危害防止や生活環境保全の観点から、震災等の大規模災害発生時（以下「災害時」という。）又は災害時に備え平常時に、県をはじめとした各主体が行う動物救護対策の枠組みを示すものである。

## 2 要領及びマニュアル

県をはじめとした各主体が行う対応は、動物救護の要領及びマニュアル（以下、「要領等」という。）に従い、その位置付けは次のとおりとする。



### (1) 広島県災害時動物救護基本指針

指針等の目的、位置づけ等について記載する。

### (2) 広島県災害時動物救護要領

災害時に備えて各主体が取り組むべき事項及び、災害時の広島県動物救護本部の設置について記載する。

### (3) 各広島県動物救護活動マニュアル

災害時に設置する広島県動物救護本部及び、各動物愛護（管理）センターに設置する地域支部（動物救護施設）の具体的活動内容について記載する。

### (4) ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン

災害時に備え、市町等の避難所設置主体あるいは自治会等に対する、同行避難者の受け入れ体制整備のための参考事項を記載する。

## 3 指針等の見直し

社会情勢の変化、新たな法令等の制定又は危機管理事案対応結果の検証等により必要がある場合は、この指針を随時見直すものとする。

# 広島県災害時動物救護要領（案）

令和元年\_\_月

広島県健康福祉局食品生活衛生課

公益社団法人広島県獣医師会

## 1 目的

この要領は、令和元年 月に策定した広島県災害時動物救護指針（案）に基づき、動物愛護管理及び動物による人への危害防止や生活環境保全の観点から、震災等の大規模災害発生時（以下「災害時」という。）に設置する広島県動物救護本部の運営等について必要な事項を定める。また、災害時に備え行っておくべき各主体の取組等について定める。

## 2 各主体の取組

### (1) 飼い主の取組

災害時にペットを適切に飼養するためには、飼い主が自らの身の安全を確保することが必要である。災害時には、逸走やけが等に注意してペットとともに同行避難を行うことが望ましいが、基本的な健康管理やしつけに努め、適切に飼養していることが前提となるので、常日頃から適正飼養に努める。

#### ① ペットの健康管理

- ・混合ワクチンの接種
- ・狂犬病ワクチンの接種（犬の場合）
- ・ノミ・ダニ・寄生虫予防
- ・犬フィラリア症の予防

#### ② ペットの基本的なしつけ

- ・「マテ」「フセ」「コイ」等
- ・ケージ飼い訓練

#### ③ 適切な社会化

#### ④ 所有者明示（鑑札、注射済票、迷子札、マイクロチップ等）

#### ⑤ 不妊去勢手術の検討

#### ⑥ ペットに関する知識の獲得（ペットの病気、人獣共通感染症、動物アレルギー、適切な飼養頭数等）

#### ⑦ 住居、飼育場所の防災対策

#### ⑧ 物資の備蓄（ペットの避難セット）

#### ⑨ 情報収集（同行避難可能な避難所、避難経路の確認）

#### ⑩ 同行避難訓練への参加

#### ⑪ ペットの一部預かり先の確保（友人、親戚等）

[参考資料（環境省作成）]

- 災害、あなたとペットは大丈夫？（人とペットの災害対策ガイドライン（一般飼い主編））（平成30年9月）
- 備えよう！いつもいっしょにいたいから（リーフレット）（平成23年9月）
- ペットも守ろう！防災対策（リーフレット）（平成29年9月）

## (2) 市町等（避難所運営主体）の取組

災害時には避難所運営を始め、被災者対応の最前線となることから、動物救護についても平常時に最大限体制を整理しておく必要がある。飼い主へ適正飼養等の啓発を行うとともに、同行避難可能な避難所の選定と住民への周知を進めるよう努める。また、避難所の受援体制を整備し、同行避難訓練の実施または支援にも努める。

- ① 飼い主への啓発（適正飼養）
- ② 同行避難可能な避難所の選定と周知
- ③ 同行避難訓練の実施・支援
- ④ 受援体制の整備

## (3) 県食品生活衛生課の取組

災害時には動物救護本部を兼ね、各主体との連絡調整等を担う。平常時にはその体制整備及び各主体への啓発を行う必要がある。飼い主に対しては、法にも定められた適正飼養の徹底を促すことが災害時の備えにもなり、各行政機関、市町や団体等と協力し啓発を行う。市町に対しては、同行避難について啓発を行うとともに、同行避難可能な避難所の選定について理解を得るよう努める。そのほか、関係団体との連携体制の強化に努める。

- ① 飼い主への啓発（適正飼養）
- ② 飼い主への啓発（同行避難の周知）
- ③ 市町への啓発（同行避難可能な避難所の選定と周知）
- ④ 関係団体との連絡体制の整備
- ⑤ 協力体制の整備（協定の締結等）
- ⑥ 受援体制の整備
- ⑦ 情報収集、共有体制の整備
- ⑧ 義援金募集（受入）体制の整備
- ⑨ 物資の備蓄

#### (4) 動物愛護（管理）センターの取組

災害時には特定動物の逸走等，被災動物による危害防止に備えるとともに，地域支部を兼ね，各協力団体と協力し，避難所等の支援に当たる。平常時には各行政機関，市町や団体等と協力し飼い主への適正飼養の徹底を促すとともに，協力団体との連携強化に努める。

- ① 飼い主への啓発（適正飼養）
- ② 協力団体等のリスト化
- ③ 協力団体等のコーディネート体制の整備
- ④ 団体，個人ボランティア等の育成

[関連様式]

■様式 1-1 協力団体等一覧

#### (5) 協力団体等の取組

災害時には，主体的に各種支援を行うほか，動物救護本部が行う避難所の支援，一時預かりの支援に協力する。平常時には，飼い主への啓発を行うとともに，同行避難訓練の実施や支援を行う。また，他の団体とも協力関係を構築し，災害時に備える。

- ① 飼い主への啓発（適正飼養）
- ② 同行避難訓練の実施・支援
- ③ 他の団体との協力関係の構築

[参考資料（環境省作成）]

■被災ペット救護施設運営の手引き（平成 31 年 3 月）

#### (6) 獣医師会の取組

災害時には協力獣医師を取りまとめ，負傷動物の救護や，避難ペットの健康管理支援及び一時預かり等に対応する。

## 2 災害時の体制

### (1) 人への危害防止対策

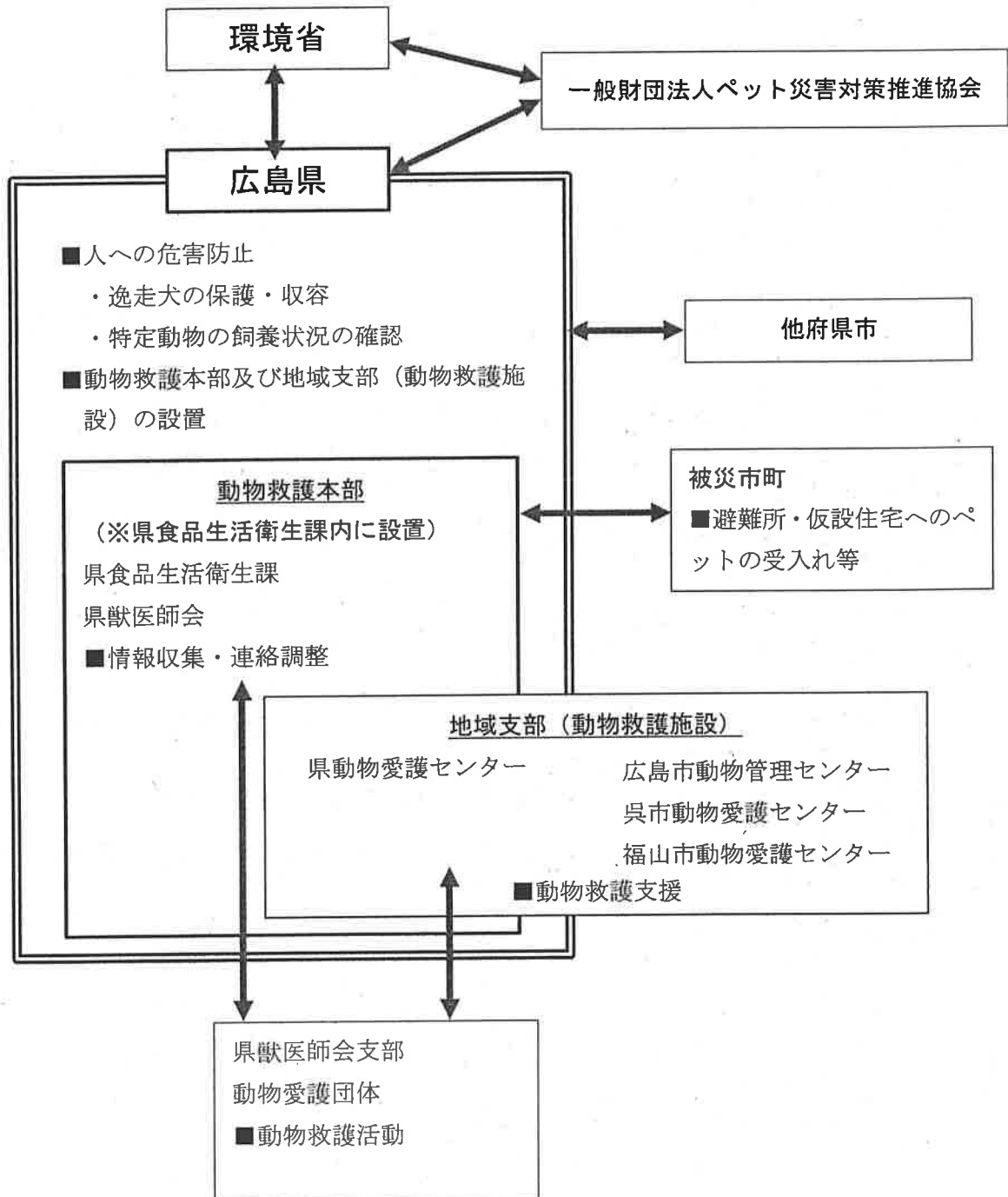
県動物愛護センター（被災地が「広島市」、「呉市」及び「福山市」の場合は「各市動物愛護（管理）センター」とする。以下同じ。）は、動物による人への危害防止の観点から、状況に応じて被災地での逸走犬の収容を行うとともに、特定動物等の飼養者に対して緊急の連絡を行い、必要な対応を行う。

### (2) 動物救護本部及び地域支部の設置・運営

県食品生活衛生課は、被災地の情報を収集・分析し、被災地における動物等への対応が必要と判断する場合、災害時における動物救護活動に関する協定を締結している団体と協議し、広島県動物救護本部（以下、「救護本部」という。）及び広島県動物救護本部地域支部（動物救護施設）（以下、「地域支部」という。）を設置する。



## 災害時における動物救護組織体制



### 3 救護本部の役割

県及び県獣医師会等で構成することとし、県食品生活衛生課長を本部長とし、県食品生活衛生課内に事務局を置く。動物救護対策を円滑に実施するための連絡調整等を行う。

(1) 避難所・仮設住宅におけるペットの受入れの要請

関係市町に対し、避難所・仮設住宅におけるペットの受入れを要請する。

(2) 関係機関への協力要請

国や周辺自治体等と情報を共有し、被災地の状況等に応じて、一般財団法人ペット災害対策推進協会や協力団体等、関係機関に動物救護活動等への協力要請を行う。

(3) 被災地の情報収集及び地域支部等との連絡調整

被災地の情報を収集・分析し、地域支部及び関係機関へ情報提供するなど、動物救護対策を円滑に実施するための連絡調整を行う。

(4) 義援金の募集・活用

必要に応じて義援金の募集を開始する。集まった義援金は適切に管理し、必要な支援に活用する。

(5) 広報の対応

必要に応じてプレスリリースやホームページ等を通じた広報を行う。

なお、詳細な活動内容については、各救護本部（地域支部）マニュアルで具体的に定める。

#### 4 地域支部の役割

県動物愛護センター，県獣医師会支部，動物愛護団体等で構成し，県動物愛護センター所長を支部長とし，県動物愛護センター内に事務局を置く。構成員が連携・協働して動物救護活動にあたる。

##### (1) 地域支部の設置場所

設置場所は県動物愛護センター内とする。災害の規模が大きく，全ての負傷動物・放浪動物を収容できない場合等，状況により別に施設の設置を検討する。

##### (2) 被災動物に関する相談窓口の設置

できるだけ早期に窓口を設置し，被災動物に関する相談に対応するとともに，その旨をホームページ等を通じて広報する。

##### (3) 負傷動物・放浪動物の保護・収容及び応急手当・治療

道路，公園，広場，その他の公共の場所における所有者不明の負傷動物・放浪動物の保護・収容及び応急手当・治療等を行う。

##### (4) 一時預かりへの対応

避難住民の飼い犬猫の一時預かり避難所において，動物の受入れができない場合，及び仮設テントの設置等避難所付近に収容場所が確保されるまでの期間に飼い主から一時預かりを依頼された場合は，必要な手続きを行い依頼に応じる。

##### (5) 避難所・仮設住宅の動物収容施設におけるペットの適正飼育・健康管理の支援

避難所・仮設住宅において人と動物が秩序ある共同生活を営むため，必要に応じてペットの適正飼育・健康管理を支援する。

##### (6) 救援物資の受入れ・配布

救援物資の受入れ保管を行うとともに，避難所，仮設住宅ごとに情報を収集し，必要な物資を配布する。

##### (7) 各構成員の役割分担

###### 県動物愛護センター

：地域支部の業務実施主体であり，業務全般に携わるとともに，内容に応じ獣医師会支部，動物愛護団体等に業務の実施・協力を依頼する。

###### 県獣医師会支部

：主に動物の応急手当・治療に関する役割を担い，ペットの健康管理支援，及び避難住民の飼い犬猫の一時預かりにも対応する。

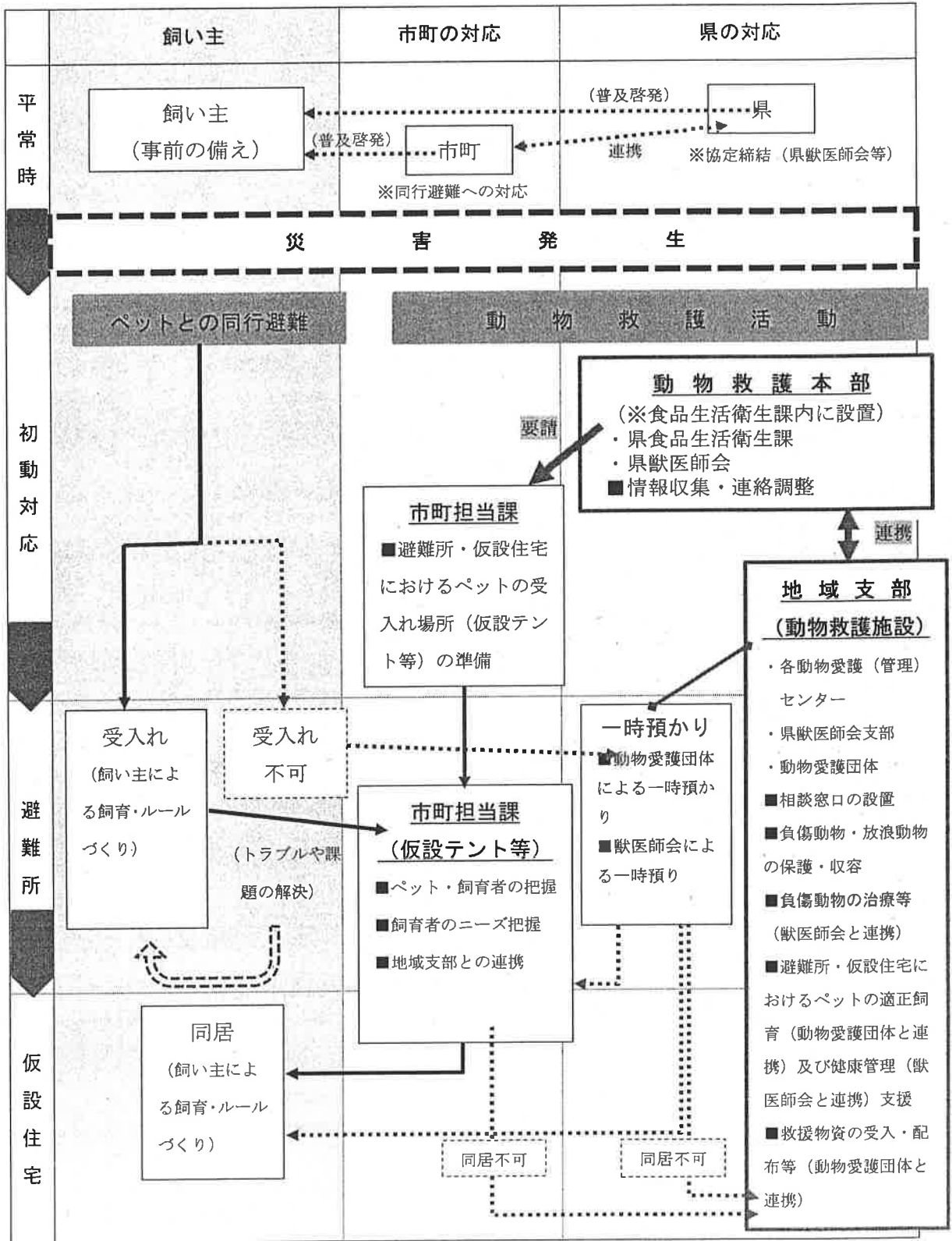
###### 動物愛護団体

：主に避難所・仮設住宅におけるペットの適正飼育支援，救援物資配布の役割

を担い、避難住民の飼い犬猫の一時預かり依頼にも対応する。

なお、詳細な活動内容については、各救護本部（地域支部）マニュアルで具体的に定める。

災害時における動物救護活動フロー図



## 5 災害の終息

### (1) 救護本部及び地域支部の廃止

災害時の応急対策が概ね完了したと認められる場合は、救護本部及び地域支部の活動を終了し廃止する。

### (2) 被災者等に対する周知

救護本部及び地域支部の解散後においても、関係団体等において継続して実施される業務については、その旨を被災者等へ周知するものとする。

### (3) 対応の検証

救護本部及び地域支部を廃止した後、県食品生活衛生課は、必要に応じ救護本部及び地域支部の対応を検証し、反省点の抽出、改善策の検討を行う。

また、関係機関に対しその内容を提供することなどにより、情報の共有を図る。

### (4) 要領等の見直し

県食品生活衛生課は、対応の検証を踏まえ、必要に応じて要領等の見直しを行い、見直しを行った場合は、速やかに関係機関に周知する。

広島県動物救護活動マニュアル  
(県食品生活衛生課) (案)

令和元年\_\_月

## 目的

このマニュアルは、令和元年 月に策定した広島県災害時動物救護指針（案）及び広島県災害時動物救護要領（案）に基づき、動物愛護管理及び動物による人への危害防止や生活環境保全の観点から、震災等の大規模災害発生時に設置する広島県動物救護本部（以下、「救護本部」という。）及び広島県動物救護本部地域支部（以下、「地域支部」という。）の運営等について、具体的な活動内容を定めるものである。



## 発災直後（1～2日）の対応

### 1 動物救護本部の設置

自然災害等により県内で甚大な被害が発生したとき、又は発生すると予測されるとき、県食品生活衛生課は速やかに関係機関と協議し、動物救護本部を設置する。

#### 【具体的対応】

#### (1) 県獣医師会及び被災地を所管する動物愛護（管理）センターとの協議

- ・ 県獣医師会
- ・ 広島県動物愛護センター
- ・ 広島市動物管理センター
- ・ 呉市動物愛護センター
- ・ 福山市動物愛護センター

#### (2) 動物救護本部設置に係る広報

- ・ プレスリリース（参考資料1）
- ・ 県ホームページへの掲載（参考資料2）

#### (3) 協力団体への情報提供

- ・ 環境省
- ・ 一般財団法人ペット災害対策推進協会
- ・ 広島県愛玩動物協会

### 2 情報収集

動物救護本部は、特に人への危害が生じる可能性が高い特定動物の逸走の有無を発災初期に確認する。また、同行避難者の有無、ペットの頭数及びニーズの把握に可及的速やかに努める。

#### 【具体的対応】

#### (1) 特定動物の飼養施設の確認

各動物愛護（管理）センターに特定動物飼養者への調査報告を依頼し、施設の破損等に伴う特定動物の逸走がないことを確認する。結果については、必要に応じて環境省等へ情報提供する。

逸走等が確認された場合は、関係各所と連携し人への危害が生じないよう適宜対応する。

#### (2) 避難所の調査（同行避難情報、避難者ニーズ等）

地域支部が行う避難所の調査について、各協力団体の協力を要請する（参考資料3, 6）。

#### 〔関連様式〕

- ・ 様式 2-1 避難所調査票
- ・ 様式 2-2 避難所同行避難状況一覧

### 3 協力団体への支援要請

動物救護本部は、地域支部及び協力団体から得られた情報を基に、必要な支援を各協力団体等に依頼する。

#### 【具体的対応】

#### (1) 市町（避難所運営主体）への同行避難受入れ要請

各市町に対し、避難所ごとに同行避難の可否を明示し、可能な限り避難所へのペットとの同行避難を受入れるよう要請する（参考資料4）。また、受入状況について情報提供を依頼する。

##### 〔関連様式〕

- ・様式3 同行避難可能避難所等開設状況
- ・様式4-1 同行避難動物登録票
- ・様式4-2 同行避難動物管理台帳

#### (2) 県獣医師会への一時預かり対応等の確認

県獣医師会に対し、一時預かり、健康管理支援に係る対応フローを確認する（参考資料6）。

#### (3) 支援物資の要請

ペット災害対策推進協会や協定済みの企業等に対し、支援物資を要請する（可能な範囲で避難所の調査結果等を踏まえることとする）（参考資料5）。

##### 〔関連様式〕

- ・様式6 支援物資依頼書

#### (4) 団体への情報提供依頼等

県内で避難所支援や一時預かり等の支援活動を行う動物愛護団体等に対し、可能な限り把握することとし、併せて動物救護本部及び地域支部の活動との円滑な連携を図るため、活動状況（一時預かり等）に係る情報提供を依頼する。

また、団体等から支援活動に係る要望等があった場合は、可能な限り協力することとする。

## 発災初期～中期の対応

### 1 情報収集・分析・共有

動物救護本部は、地域支部及び協力団体等との連絡調整を行い、必要な情報を収集する。得られた情報は必要に応じて分析を行い、関係各所と共有を図る。

#### 【具体的活動】

#### (1) 地域支部活動の把握（日報の報告）

人への危害防止を未然に防ぎ（あるいは拡大を防ぎ）、被災者のニーズを積極的に把握することで地域支部及び協力団体等との調整に役立て効率的かつ効果的な支援計画を作成するため、地域支部から定期的に報告を受ける。

##### 〔関連様式〕

- ・様式 7-1 地域支部活動日報
- ・様式 8-1 一時預かり受け入れ一覧
- ・様式 9 物資搬送記録

- ① 逸走犬等による人への危害防止対策（咬傷事故件数及び放浪動物収容数）
- ② 相談件数及び内容の把握
- ③ 一時預かり頭数及び預かり先等の把握
- ④ 救援物資の搬送先及び搬送状況等の把握
- ⑤ 避難所支援状況の把握

#### (2) 救護本部活動状況の集約と共有

(1) により把握した地域支部の情報を集約し、取りまとめた上で関係各所に共有する。

##### 〔関連様式〕

- ・様式 7-2 救護本部活動記録
- ・様式 8-2 一時預かり受け入れ一覧（県内全域）

#### (3) 救護本部会議の開催

救護本部は、必要に応じ救護本部会議を開催し、関係各所と情報共有及び協議を行う。義援金の募集・使途・配分等の重要事項については、会議における決定に従うこととする。

## 2 協力団体への支援要請

動物救護本部は、地域支部及び協力団体から得られた情報を基に、必要な支援を各協力団体等に依頼する。

### 【具体的対応】

#### (1) 関係機関への協力要請

救護本部は、被災地の情報を基に関係機関（環境省，他自治体，各市町，（一財）ペット災対協等）へ協力要請を行う。

#### 《要請の具体例》

環境省	<ul style="list-style-type: none"><li>・過去事例等に基づく助言</li><li>・各種通知等（避難所・仮設住宅へのペット受け入れ等）</li><li>・啓発資材等の提供</li></ul>
他自治体	<ul style="list-style-type: none"><li>・過去事例等に基づく助言</li><li>・情報共有等</li></ul>
各市町	<ul style="list-style-type: none"><li>・避難所・仮設住宅におけるペット受け入れ（必要に応じ再要請）</li></ul>
各動物取扱業者 各登録団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・一時預かりへの協力（必要に応じ再要請）</li></ul>
（一財）ペット災対協	<ul style="list-style-type: none"><li>・物資支援（必要に応じ再要請）</li><li>・義援金募集代行</li><li>・過去事例等に基づく助言</li></ul>

## 3 関係機関からの照会，取材等への対応

救護本部は、環境省や他自治体からの照会及び報道機関からの取材等に対応する。取材対応に当たっては、その機会を情報発信のため最大限活用することとする。

## 災害後期～救護本部廃止の対応

### 1 救護本部及び地域支部の廃止

救護本部は、災害時の応急対策が概ね完了したと認められる場合、救護本部及び地域支部の活動を終了し廃止する。なお、この決定は救護本部会議に諮って行うものとする。

### 2 対応の検証

救護本部及び地域支部を廃止した後、県食品生活衛生課は、必要に応じ救護本部及び地域支部の対応を検証し、反省点の抽出、改善策の検討を行う。

また、関係機関に対しその内容を提供することなどにより、情報の共有を図る。

### 3 要領等の見直し

県食品生活衛生課は、対応の検証を踏まえ、必要に応じて関係機関とともに要領等の見直しを行い、見直しを行った場合は、速やかに関係機関に周知する。

資料提供
令和 年 月 日
課名：食品生活衛生課
担当者：
内線：3103
直通電話：082-513-3103

## 広島県動物救護本部の設置について

広島県では、この度の豪雨災害を受け「広島県災動物救護本部運営要領」に基づき、公益社団法人広島県獣医師会と共同で県食品生活衛生課内に広島県動物救護本部を設置するとともに、県内各動物愛護（管理）センター、公益社団法人広島県獣医師会支部及び動物愛護団体等で構成する地域支部（県内各動物愛護（管理）センター内）を設置して、災害時動物救護活動を行っています。

地域支部には、ペットに関する相談窓口を設置して、ペットの一時預かり、避難所等におけるペットの健康管理、その他ペットに関する相談を受け付けています。また、地域支部では、被災された方や、避難所から要望があれば、ペット関連用品を避難所にお届けします。

### 1 ペットに関する相談窓口

名称	所管	住所	電話番号
広島県動物愛護センター	広島市、呉市及び福山市を除く県内	三原市本郷町南方 8915-2	0848-86-6511
広島市動物管理センター	広島市	広島市中区富士見町 11-27	082-243-6058
呉市動物愛護センター	呉市	呉市郷原町 2380-319	0823-70-3711
福山市動物愛護センター	福山市	福山市駅家町下山守 546 番地 14	084-970-1201

### 2 配布予定のペット関連用品の例

ペットフード（犬）	ペットフード（猫）		
ペットシート	猫砂	猫トイレ	消臭剤
首輪	犬用リード	体拭き用ウェットシート	
猫用ケージ	犬用ケージ		

※ ペット関連用品は、一般財団法人ペット災害対策推進協会から広島県動物救護本部に提供を受けています。

次案のとおり、ホームページに掲載します。

起案：令和 . . .	課長	食品衛生 担当監	GL	課 員
決裁：令和 . . .	施行方法			公印の 押印承認
施行：令和 . . .	<input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 通送 <input type="checkbox"/> 速達 <input type="checkbox"/> 書留 <input type="checkbox"/> 組織メール <input type="checkbox"/> 手交 <input type="checkbox"/> 電話 <input checked="" type="checkbox"/> その他( HP 掲載 )			起案者

(案)

災害時における動物救護本部を設置しました。

令和 年 月 日  
 広島県健康福祉局  
 食品生活衛生課

この度の大雨災害を受け、広島県、(公社)広島県獣医師会および各動物愛護(管理)センターで構成する動物救護本部を設置いたしました。

被災動物についての相談等をお受けしておりますので、各動物愛護(管理)センターへお問い合わせください。

<相談内容>

- ・行方不明となったペットの相談
- ・保護した飼い主不明の動物に関する相談
- ・避難所への同行避難に関する相談
- ・避難所でのペットの飼養方法、健康管理等の相談
- ・その他ペットの飼養に関する全般 等

<相談先>

- 広島市内 → 広島市動物管理センター (082-243-6058)
- 呉市内 → 呉市動物愛護センター (0823-70-3711)
- 福山市内 → 福山市動物愛護センター (084-970-1201)
- その他の市町 → 広島県動物愛護センター (0848-86-6511)

(参考資料 3)

令和 年 月 日

広島県愛玩動物協会長 様

広島県動物救護本部長

\_\_\_\_\_災害に係る避難所の調査について（依頼）

このことについて、地域支部に御協力頂きますようお願いいたします。なお、調査の実施に当たっては地域支部と連携し、効率的に進めて頂くようお願いいたします。

<地域支部>

- 広島市内 → 広島市動物管理センター（082-243-6058）
- 呉市内 → 呉市動物愛護センター（0823-70-3711）
- 福山市内 → 福山市動物愛護センター（084-970-1201）
- その他の市町 → 広島県動物愛護センター（0848-86-6511）

<調査内容>

- ・同行避難しているペットの頭数、動物種
- ・避難者のニーズ
- ・その他同行避難に関すること 等

担当 広島県健康福祉局食品生活衛生課  
乳肉水産・動物愛護グループ  
電話 082-513-3103（ダイヤル）  
（担当者 ）

（参考資料4）



令和 年 月 日

各市町動物愛護管理担当課長 様

広島県健康福祉局食品生活衛生課長

\_\_\_\_\_災害に係る避難所へのペットの受入れ配慮について（通知）

このことについて、被災したペット飼養者の安全を確保するため、貴市町の避難所におけるペットとの同行避難受入れ及び受入れ可能な避難所の周知について、特段の配慮をお願いします。

また、ペットへの対応は飼い主による自助が基本とされておりますが、円滑な避難所運営につきましても同様に特段の御配慮をお願いします。なお、動物愛護センターで被災動物についての相談等をお受けしておりますので御活用ください。

<相談内容>

- ・行方不明となったペットの相談
- ・保護した飼い主不明の動物に関する相談
- ・避難所への同行避難に関する相談
- ・避難所でのペットの飼養方法，健康管理等の相談
- ・その他ペットの飼養に関する全般 等

担当 乳肉水産・動物愛護グループ

電話 082-513-3103 (ダイヤル)

(担当者 )

(参考資料5)

令和 年 月 日

一般財団法人ペット災害対策推進協会  
理事長 青木 貢一 様

広島県動物救護本部長

\_\_\_\_\_災害に伴う広島県動物救護本部の設置及び被災動物に係る  
支援について（依頼）

このことについて、この度発生した \_\_\_\_\_ 災害により、多数の被災者及び被災動物が生じて  
いることから、令和 年 月 日に広島県動物救護本部を設置しました。

つきましては、支援物資の提供及び寄附金募集の代行について御配慮頂きますよう、よろしくお願  
いします。

担当 広島県健康福祉局食品生活衛生課  
乳肉水産・動物愛護グループ  
電話 082-513-3103 (ダイヤル)  
(担当者 )

災害に伴う支援物資依頼書(広島県)

■広島県動物救護本部

	郵便番号	住所	電話番号	担当者
広島県健康福祉局食品生活衛生課	730-8511	広島県中区基町10-52	082-513-3103	

■必要物資

物資		①広島県	②広島市	③呉市	④福山市
ペットフード(犬)	3kg入り(1袋)	10袋	10袋	10袋	10袋
ペットフード(猫)	3kg入り(1袋)	10袋	10袋	10袋	10袋
ペットシーツ		500枚	500枚	500枚	500枚
猫砂		10	10	10	10
猫トイレ		10	10	10	10
消臭剤		10	10	10	10
猫用首輪		10	10	10	10
犬用首輪	大	5	5	5	5
	中	5	5	5	5
	小	5	5	5	5
犬用リード		10	10	10	10
体拭き用ウェットシート		10	10	10	10
猫用ケージ		10	10	10	10
犬用ケージ	大	2	2	2	2
	中	10	10	5	10

■支援物資送付先

	郵便番号	住所	電話番号	受取担当者	受取時間
①広島県動物愛護センター	729-0413	広島県三原市本郷町南方8915-2	0848-86-6511		9:00~17:00
②広島市動物管理センター	730-0043	広島県広島市中区富士見町11-27	082-243-6058		9:00~17:00
③呉市動物愛護センター	737-0161	広島県呉市郷原町2380-319	0823-70-3711		9:00~17:00
④福山市動物愛護センター	720-1143	広島県福山市駅前町下山守546番地14	084-970-1201		9:00~17:00

(参考資料 6)

## 動物救護活動の対応方法（平成 30 年 7 月豪雨災害）

「ペットの一時預かり」、「避難所におけるペットの健康管理支援」及び「ペット関連物資の配布」の対応方法について、動物救護本部で協議し、次のとおり対応することとした。

### 【ペットの一時預かり】

地域支部（各動物愛護センター）で受付  
↓  
県獣医師会に依頼  
↓  
県獣医師会が担当獣医師を選定  
↓  
地域支部に連絡  
↓  
地域支部から依頼者に連絡

### 【避難所におけるペットの健康管理支援】

地域支部（各動物愛護センター）で受付  
↓  
県獣医師会に依頼  
↓  
県獣医師会が担当獣医師を選定  
↓  
地域支部に連絡  
↓  
地域支部から依頼者に連絡

### 【ペット関連救援物資の配布】

地域支部（各動物愛護センター）で受付  
↓  
広島県愛玩動物協会に依頼  
↓  
愛玩動物協会が搬送担当者を選定  
↓  
地域支部に搬送担当者を連絡  
↓  
広島県愛玩動物協会の担当者が避難所へ搬送  
（※対応が困難な場合は、地域支部が搬送）

広島県動物救護活動マニュアル  
(各動物愛護(管理)センター)(案)

令和元年\_\_月

## 目的

このマニュアルは、令和元年 月に策定した広島県災害時動物救護指針（案）及び広島県災害時動物救護要領（案）に基づき、動物愛護管理及び動物による人への危害防止や生活環境保全の観点から、震災等の大規模災害発生時に設置する広島県動物救護本部（以下、「救護本部」という。）及び広島県動物救護本部地域支部（以下、「地域支部」という。）の運営等について、具体的な活動内容を定めるものである。

## 発災直後（1～2日）の対応

### 1 動物救護本部地域支部の設置

自然災害等により県内で甚大な被害が発生したとき、又は発生すると予測されるとき、各動物愛護（管理）センターは速やかに関係機関と協議し、動物救護本部地域支部を設置する。

#### 【具体的対応】

#### (1) 県食品生活衛生課との協議

#### (2) 地域支部設置及び相談窓口の設置に係る広報

地域支部は、電話等による被災動物に関する相談窓口を設置し、その旨を広く県民に周知する。報道機関等からの取材の機会もこれに活用する。

- ・県ホームページへの掲載（参考資料1）

#### (3) 協力団体等への情報提供と調整

事前に協力を申し出ている団体や動物愛護推進員等に対し、必要に応じ情報提供を行い、応急手当や一時預かりを円滑に行う体制を整える。

### 2 情報収集及び報告

地域支部は、特に人への危害が生じる可能性が高い特定動物の逸走の有無を発災初期に確認する。また、避難所の調査を行い、同行避難者の有無、ペットの頭数及びニーズ等の把握に可及的速やかに努める。

#### 【具体的対応】

#### (1) 特定動物の飼養施設の確認

特定動物飼養者に対する調査を行い、施設の破損等に伴う特定動物の逸走がないことを確認する。結果については、速やかに動物救護本部へ報告する。

逸走等が確認された場合は、関係各所と連携し人への危害が生じないよう適宜対応する。

#### (2) 避難所の調査（同行避難情報、避難者ニーズ等）

各協力団体等と連携して避難所の調査を行い、状況を動物救護本部へ報告する。

#### 〔関連様式〕

- ・様式 2-1 避難所調査票
- ・様式 2-2 避難所同行避難状況一覧

### 3 同行避難等に係る支援

地域支部は、調査によって得られた情報のほか、寄せられた相談等に基づき、被災者に対し必要な支援等を行う。

#### 【具体的対応】

#### (1) 市町（避難所運営主体）への同行避難に係る指導、助言等

各市町から同行避難に係る相談等があれば応じる。

#### (2) 協力団体等への一時預かり対応依頼

避難所等において動物の受け入れができない等、飼い主から一時預かりを依頼された場合は、各協力団体等と調整し一時預かりを依頼する。

##### 〔関連様式〕

- ・様式 5-1 誓約書（一時預かりボランティア）
- ・様式 5-2 一時預かり依頼書

#### (3) 支援物資の搬送

避難所等から物資支援の要請があった場合は、備蓄物資等を活用し要請に応じる。なお、自ら搬送することが困難である場合は、協力団体等に搬送を依頼する。

##### 〔関連様式〕

- ・様式 9 物資搬送記録



## 発災初期～中期の対応

### 1 人への危害防止及び動物の保護と報告

地域支部は、逸走犬等による人への危害を防止し、動物を保護する観点から、放浪動物及び負傷動物等の保護・収容を行う。また、これらの内容等を記録し定期的に動物救護本部へ報告する。

#### 【具体的活動】

#### (1) 逸走犬等による人への危害防止

人への危害防止を未然に防ぐ（拡大を防ぐ）ため、放浪動物を収容し、咬傷事故等に速やかに対応する。

〔関連様式〕

- ・様式 7-1 地域支部活動日報

#### (2) 負傷動物・放浪動物の保護・収容等

地域支部は、公園、広場、その他の公共の場所において、所有者不明の負傷動物・放浪動物の保護・収容を行い、応急手当・治療等に対応する。

〔関連様式〕

- ・様式 7-1 地域支部活動日報

### 2 被災者等の支援と報告

地域支部は、協力団体と連携し被災者の支援に当たる。また、支援の内容等を記録し定期的に動物救護本部へ報告する。

#### 【具体的活動】

#### (1) 相談の受付

被災者等から、被災動物等に係る相談等があれば応じる。また、各市町から同行避難に係る相談等があれば応じる。

〔関連様式〕

- ・様式 7-3 相談受付票
- ・様式 7-1 地域支部活動日報

#### (2) 被災者の支援

各協力団体等と連携して被災動物の適正飼育・健康管理等の支援に当たるとともに、引き続き避難所の調査を行い、被災者のニーズを積極的に把握する（参考資料 2）。

〔関連様式〕

- ・様式 2-1 避難所調査票
- ・様式 2-2 避難所同行避難状況一覧
- ・様式 7-1 地域支部活動日報

### (3) 協力団体等への一時預かり対応依頼

避難所等において動物の受け入れができない等、飼い主から一時預かりを依頼された場合は、各協力団体等と調整し一時預かりを依頼する（参考資料2）。

〔関連様式〕

- ・様式 5-1 誓約書（一時預かりボランティア）
- ・様式 5-2 一時預かり依頼書
- ・様式 7-1 地域支部活動日報
- ・様式 8-1 一時預かり受け入れ一覧

### (4) 支援物資の受け入れ，搬送

各協力団体等から送付される支援物資を受け入れ保管管理を行い，避難所等から物資支援の要請があった場合は，備蓄物資等と合わせ要請に応じる。なお，自ら搬送することが困難である場合は，協力団体等に搬送を依頼する（参考資料2）。

〔関連様式〕

- ・様式 7-1 地域支部活動日報
- ・様式 9 物資搬送記録

### (5) 日報の報告

効率的かつ効果的な支援を行うため，動物救護本部へ定期的に報告を行う。

〔関連様式〕

- ・様式 7-1 地域支部活動日報

### (6) 救護本部会議への出席

地域支部は，救護本部が開催する救護本部会議に出席し，関係各所と情報共有及び協議を行う。

## 3 取材等への対応

地域支部は，報道機関からの取材等に対応し，その機会を情報発信のため最大限活用することとする。

## 災害後期～救護本部廃止の対応

### 1 救護本部及び地域支部の廃止

地域支部は、災害時の応急対策が概ね完了したと認められる場合、救護本部及び地域支部の活動を終了し廃止する。なお、この決定は救護本部会議に諮って行うものとする。

### 2 対応の検証

救護本部及び地域支部を廃止した後、各動物愛護（管理）センターは、県食品生活衛生課が必要に応じ実施する救護本部及び地域支部の対応の検証に参加し、反省点の抽出、改善策の検討を行う。

### 3 要領等の見直し

各動物愛護（管理）センターは、対応の検証を踏まえ、必要に応じて関係機関とともに要領等の見直しを行い、職員等に周知する。

(参考資料1 ホームページ掲載例)

災害時における動物救護本部を設置しました。

令和 年 月 日

この度の大雨災害を受け、広島県、(公社)広島県獣医師会および各動物愛護(管理)センターで構成する動物救護本部を設置いたしました。

各動物愛護(管理)センターでは動物救護本部地域支部として、被災動物についての相談等をお受けしておりますので、〇〇動物愛護(管理)センターへお問い合わせください。

<相談内容>

- ・行方不明となったペットの相談
- ・保護した飼い主不明の動物に関する相談
- ・避難所への同行避難に関する相談
- ・避難所でのペットの飼養方法、健康管理等の相談
- ・その他ペットの飼養に関する全般 等

<相談先>

- 広島市内 → 広島市動物管理センター (082-243-6058)
- 呉市内 → 呉市動物愛護センター (0823-70-3711)
- 福山市内 → 福山市動物愛護センター (084-970-1201)
- その他の市町 → 広島県動物愛護センター (0848-86-6511)

プレビュー表示  
中

指定日時:  カレンダー 0 時  
0 分 表示  
デバイス: PC

[トップページ](#) > [組織でさがす](#) > [健康福祉局](#) > [動物愛護センター](#)  
> [災害緊急ペット相談窓口](#)

## 災害緊急ペット相談窓口

[通常ページへ戻る](#) 掲載日: 2018年7月10日

被災動物に関する相談窓口を設けました。

平成30年7月10日

広島県動物愛護センター

- ・行方不明動物の相談
- ・飼い主不明動物の保護情報等の提供
- ・その他ペットの飼育全般の相談

当センター施設の一部が被災し、一時的に県庁で動物愛護センター職員が対応しております。お問い合わせにつきましては、県庁食品生活衛生課乳肉水産グループ（082-613-3103）へお願  
いします。

(参考資料 2)

## 動物救護活動の対応方法（平成 30 年 7 月豪雨災害）

「ペットの一時預かり」、「避難所におけるペットの健康管理支援」及び「ペット関連物資の配布」の対応方法について、動物救護本部で協議し、次のとおり対応することとした。

### 【ペットの一時預かり】

地域支部（各動物愛護センター）で受付  
↓  
県獣医師会に依頼  
↓  
県獣医師会が担当獣医師を選定  
↓  
地域支部に連絡  
↓  
地域支部から依頼者に連絡

### 【避難所におけるペットの健康管理支援】

地域支部（各動物愛護センター）で受付  
↓  
県獣医師会に依頼  
↓  
県獣医師会が担当獣医師を選定  
↓  
地域支部に連絡  
↓  
地域支部から依頼者に連絡

### 【ペット関連救援物資の配布】

地域支部（各動物愛護センター）で受付  
↓  
広島県愛玩動物協会に依頼  
↓  
愛玩動物協会が搬送担当者を選定  
↓  
地域支部に搬送担当者を連絡  
↓  
広島県愛玩動物協会の担当者が避難所へ搬送  
(※対応が困難な場合は、地域支部が搬送)

# ペット受け入れのための避難所等運営

## ガイドライン

平成29年12月策定

令和元年\_\_月改定

広島県健康福祉局食品生活衛生課

## 目次

1 平常時の対策	1 P
(1) 避難所でのペット受け入れの検討	
(2) ペットの飼育場所の設置の検討	
(3) 基本的な飼育管理方法の作成	
(4) 飼い主・住民への周知・啓発	
2 災害発生時のペットの受け入れ	8 P
(1) 同行避難者の誘導	
(2) ペット同行避難者の届出	
(3) ペット飼育者名簿の作成	
3 避難所における動物の管理	10 P
(1) ペットの飼育管理	
(2) 避難所住民への情報提供	
(3) トラブル発生の防止と対応	
4 災害時における動物救護活動について	12 P
(1) 県及び市町等の役割分担	
(2) 災害時における動物救護活動に関する情報収集・発信	
5 参考資料	14 P
(1) 環境省作成パンフレット・報告書等	
(2) 参考様式・参考例	



## はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災など、これまでの大規模災害の経験から、ペットの防災対策については、動物愛護の面だけではなく、飼い主の安全や心のケア、被災動物の野生化による危害防止の面からも、同行避難（※）が合理的と考えられています。震災後も、平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震等の発生のほか、平成26年8月豪雨広島市土砂災害、平成30年7月豪雨では本県も大きな被害を受けました。こうした自然災害に備え、動物の救護や同行避難に関しての体制を整備することの重要性は年々高くなっており、環境省は、各自治体等が地域の状況に応じた対策マニュアルや動物救護体制を検討する際の参考となる「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を平成25年6月に、「人とペットの災害対策ガイドライン」を平成30年3月に示しています。

本県でも『広島県地域防災計画』や、市町それぞれの『地域防災計画』の中で、災害時のペットとの同行避難を動物の災害対策の基本として位置付けており、飼い主に対しては、災害発生時に円滑な同行避難が実施できるよう、普段から基本的な健康管理、衛生管理やしつけ等を行うことや、動物が地域の一員として受け入れられるよう地域社会との円滑なコミュニケーションを行うことを啓発するとともに、災害発生時及び平常時に県が行う動物救護対策の具体的行動を示した「広島県災害時動物救護活動マニュアル」と、市町などの避難所設置主体、自治会等が、同行避難者の受け入れ体制の整備を検討する際の参考にさせていただくための「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を平成29年12月に策定しています。

平成30年7月豪雨に係る対応の検証の結果、動物救護体制の一層の充実が必要であるという課題が浮き彫りになり、この度、動物救護対策に係る指針等と合わせ、本ガイドラインを改正するものです。なお、ガイドラインは基本的な考え方を示したものであり、ペットの受け入れのあり方は、災害の種類、被害の大きさ、被災者数、地域性などによって条件が変わってきます。各避難所等でその場の状況に応じた柔軟な対応が必要となりますが、平常時にその基本形をしっかりと作り上げておく必要があります。本ガイドラインをご活用いただき、同行避難者の受け入れ体制の整備が推進されることを期待しています。

令和元年\_\_月

広島県健康福祉局食品生活衛生課

### 同行避難とは

○災害発生時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで安全に避難することです。同行避難は避難所での人とペットの同居を意味するものではありません。

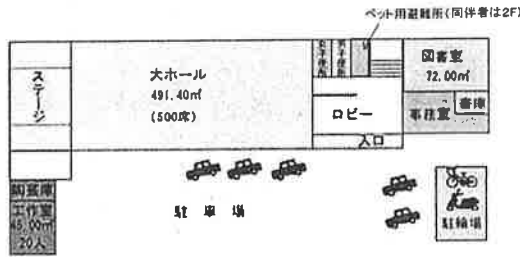
# ～人と動物が安心できる「今」のために～

## 1 平常時の対策

災害はいつ発生するかわかりません。平常時に被災した際の対策を講じておくことが大切です。

### ◇ どの避難所がペット受け入れ可能かの検討

#### ◇ ペットの飼育場所の設置



繰り返し  
シミュレーション

### ◇ 基本的な飼養管理方法の作成

### ◇ 飼い主・住民への啓発・周知

〇〇避難所の皆さまへ

〇〇避難所では、次の箇所で避難してきたペットも飼育しています。

ペットストレスにより不安を感じています。  
飼い主さん以外の方は、むやみに近づかないようにしてください。

① 飼い主の方へ  
避難所は、非常生活の場です。避難者の方の中には、動物アレルギーであったり、動物が苦手な方もおられます。そうした方もおられることを留意し、あなたのペットがみんなに受け入れられるよう、ペットの飼育ルールなどはきちんと作りましょう。

② 飼い主以外の方へ  
ペットも災害を生き延びた命であり、飼い主さんが責任を持って世話をしています。ペットを飼っている方も飼っていない方も、ともに災害を乗り越えていきましょう。

〇 ペットに関する相談  
ペットに関する相談やトラブルについては、飼育担当者または避難所責任者にお知らせください。

飼育担当者：〇〇 〇〇  
避難所責任者：▲▲ ▲▲

避難所でのペット飼育の基本的ルール

- 1 ペットの飼育は、決められた場所で行ってください。  
原則として、住民の居室には、ペットを持ち込むことはできません。また、ペット飼育場所以外の飼育管理は行わないでください。
- 2 ペットの世話はいずれも飼い主さんの責任で実施してください。  
通常の飼育管理については、飼い主さんの責任で行ってください。具体的な例は次のとおりです。  
① ペットのエサやり  
② ペットの散歩  
③ 飼育場所の清掃や糞尿の処理 など
- 3 トラブルの発生防止に努めてください。  
ペットの鳴き声や臭いによりトラブルの発生防止に努めてください。  
また、トラブルが発生した場合は、速やかに避難所の責任者に報告し、対策に努めてください。

あなたのペットが、避難所の暮らしの存在となり、全ての避難者の力がともにも災害を乗り越えることができるよう、ご協力をお願いします。

### ◇ 避難訓練の実施

実践と改善

### ◇ 検証と見直し

## (1) 同行避難が可能な避難所の選定

ペットとの同行避難が可能かどうかは、避難所の設置場所や規模、避難所の構造・設備等避難所ごとに異なります。広い敷地や複数の建物がある避難所であれば、ペットの受け入れも比較的容易と考えられますが、小規模な避難所などでは困難な場合もあります。災害時の被災者の混乱を避けるため、可能な限り事前に同行避難が可能な避難所を選定しておきましょう。

また、同行避難者の受け入れができない避難所では、近くにペットの飼育が可能な代替場所がないか検討しておきましょう（日頃から、避難所におけるペットの同行避難の可否に関する周知を徹底したり、避難訓練の内容に盛り込んだり、事前の対策が重要です）。

## (2) ペットの飼育場所の設置の検討

避難所で生活する人の中には、動物アレルギーの方や、動物が苦手な方もいます。

また、ペットの鳴き声や臭いは、避難者間のトラブルの原因となります。避難所でのトラブルの発生の防止のためにも、ペットの飼育場所の設置には次のことに考慮する必要があります。

### <ペットの飼育場所を設置するにあたり考慮すべきこと>

- 避難者の居室と隔離した場所（※）
  - 避難者の動線と重ならない場所
  - 可能な限り屋内の場所
  - 必要に応じて、動物種ごとに飼育場所を分離
- ※身体障害者補助犬は避難者の居室に同伴することが可能です。

① 屋内に飼育場所を設置する場合（設置例1～3）

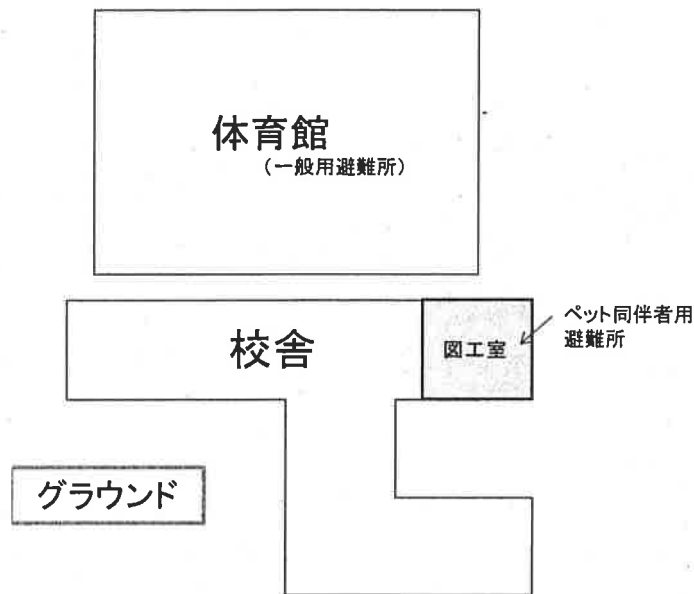
鳴き声や臭いに十分配慮した上で、飼育場所を設置しましょう。屋内で飼育する場合は、ケージを使用した飼育管理が原則です。

音楽室のように防音設備のある部屋や、体育館の倉庫などの活用も考えてみましょう。

【留意点】

- 同行避難者（飼育者）は動物の近く
- 非飼育者は動物の遠く
- 鳴き声・臭い等の苦情を考慮

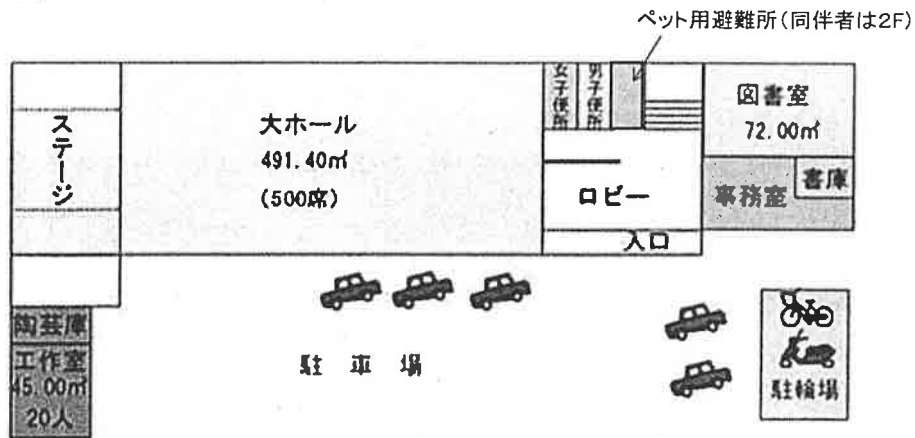
設置例1



設置例2



設置例3



② 屋外に飼育場所を設置する場合 (設置例4)

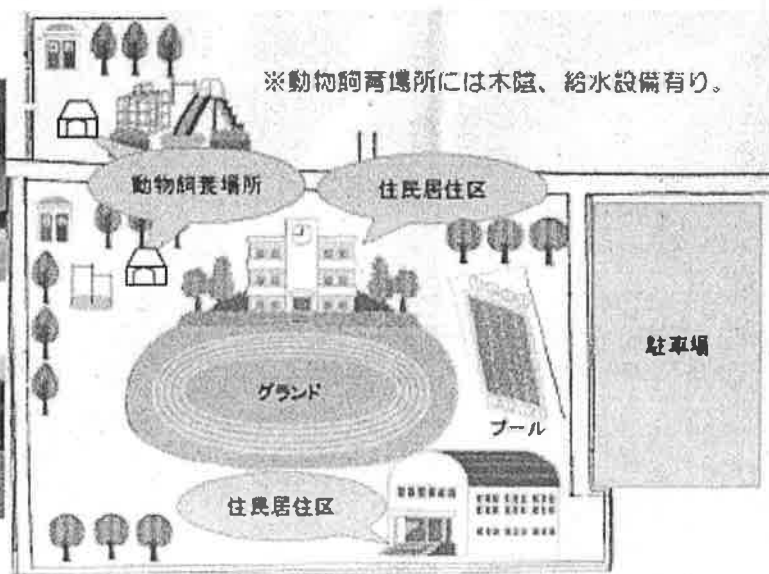
人通りの多い通路や施設の入り口など動物がストレスを感じる場所は避けましょう。また、動物が適正に飼育管理されるように水道設備などの近辺に設置したり、日照・風雨を避けられるよう木陰やテントが設置できる場所を選定するのが良いでしょう。

屋外で飼育する場合も、屋内同様にケージを使用した飼育管理が原則ですが、やむを得ずつないで飼育する場合は、鉄棒などの遊具を利用することもできます。

【留意点】

- ・ テント、ケージ等の設置場所を給水設備の近くや木陰のある場所に設置
- ・ 気候の影響を受けやすいので、動物の体調管理には注意が必要

設置例4



### (3) 同行避難に係る基本的な避難所運営方法の検討

#### ① 同行避難の受け入れ手順の作成

同行避難を受け入れる方針が決まったら、その受け入れ方法を検討しましょう。避難所で避難者を受け入れる際に、同行ペットの有無やペットの情報（動物種、性別、健康管理の状況等）を把握しておけば、飼育場所や飼育方法の決定がスムーズになります。また、動物救護本部等からの支援を円滑に受けることもできます。

<参考様式1：様式4-1 同行避難動物登録票>

<参考様式2：様式4-2 同行避難動物管理台帳>

#### ② 同行避難における飼育管理の基本的ルールの作成

避難所にいるペットの飼育管理は、飼い主が責任をもって行うことが基本です。このことを避難所の設置者や責任者の共通認識とし、飼い主に促す必要があります。

避難所でのペットによる人への危害の防止や環境衛生の維持のため、基本的な飼育管理のルールについては、あらかじめ設置者等が作成しておきましょう。

災害時に、基本的なルールに依らないケースが生じた場合は、ルールの変更を飼い主が中心になって行います。設置者等は、飼い主へ適切に助言を行い、一般の避難者との円滑な合意形成等に努めましょう。必要に応じて、各動物愛護（管理）センター等へ相談を行いましょう。

#### <避難所の設置者や責任者があらかじめ決めておきたいルール>

- ペットの散歩の方法やその時間帯、コース
- ペットへのエサの与え方
- ブラッシング等トリミング場所の指定
- 糞尿等の汚物の処理方法
- ペット関係用品の保管場所
- トラブル発生時の責任者への報告方法 など

<参考様式3：様式4-3 避難所ペット飼育管理等当番票>

#### (4) 飼い主・住民への啓発・周知

##### ① ペットとの同行避難のための飼い主への啓発

スムーズなペットとの同行避難の実施や、他の人の迷惑とならないように避難所でペットとともに生活するためには、飼い主が十分な準備をしておく必要があります。

日頃から、市町発行物や回覧物などで、ペットの飼い主に対してペットの災害対策を講じておくよう啓発しておきましょう。

#### <ペットの災害対策のための主な準備>

- 所有者明示をしておくこと  
(迷子札や、犬の鑑札・狂犬病予防注射済票、マイクロチップなど)
- 基本的なしつけをしておくこと  
(「マテ」「フセ」「コイ」など)  
ケージやキャリーバックでの生活にも、日頃から慣れさせておく
- 他の人や動物にも慣れさせるなど、適切な社会化をさせておくこと
- ペットの健康管理をきちんと行っておくこと  
(狂犬病予防注射や感染症予防のワクチンの接種、ノミ・ダニ・寄生虫予防、不妊去勢手術の実施など)  
動物手帳やカードに記録しておくとう便利です。
- ペットの飼育場所の安全を確認しておくこと  
小屋やケージの安全性、鎖やリードの強度の確認
- ペットに必要な物資を備えておくこと  
【必要なもの】
  - ケージ            □ 療法食、薬 (必要なペットには必ず用意)
  - 5日分以上のフードと水、食器
  - 予備の首輪、リード (伸びないもの)            □ トイレ用品
  - 飼い主の連絡先やペットの情報を記録したもの【あると便利なもの】
  - ペットシート            □ 洗濯ネット (猫の逃げだし防止など)
  - 好きなおもちゃ            □ においのついたタオル
  - ブラシ            □ ガムテープ            □ 新聞紙
  - ブランケット (ペットの体を包める大きさ) など

## ② ペット受け入れ避難所の周知

ペットの受け入れが可能な避難所を選定したら、住民に周知しておきましょう(参考例1)。そうすることで、ペットの飼い主が同行避難をする場合に、どの避難所に向かえば良いのかが分かり、結果としてペットの受け入れができない避難所にペットを連れた避難者が集まるなどの混乱を避けることができます。

ペット同行者専用避難所とそれ以外の避難所が設定できれば理想的かもしれません。

なお、平常時のペットの災害対策や避難所でのペットの基本的な飼育管理のルールについても併せて周知しておきましょう。

避難訓練の際には、ペットとの同行避難も想定して訓練するよう努めましょう。

### <ペット受け入れ避難所の周知チラシ 例>

(参考例1)

<p style="text-align: center;"><b>ペット受け入れ可能な 避難所のお知らせです</b></p> <p>〇〇市で開設される避難所のうち、ペットを受け入れることができる避難所は次のとおりです。 日頃から、避難経路などを確認しておきましょう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">避難所名</th> <th style="text-align: center;">住所</th> <th style="text-align: center;">電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇避難所</td> <td>〇〇〇〇〇</td> <td>〇〇〇〇-〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>××避難所</td> <td>×××××</td> <td>××××-××××</td> </tr> <tr> <td>△△避難所</td> <td>△△△△△</td> <td>△△△△-△△△△</td> </tr> <tr> <td>□□避難所</td> <td>□□□□□</td> <td>□□□□-□□□□</td> </tr> <tr> <td>▲▲避難所</td> <td>▲▲▲▲▲</td> <td>▲▲▲▲-▲▲▲▲</td> </tr> <tr> <td>■ ■ 避難所</td> <td>■ ■ ■ ■ ■</td> <td>■ ■ ■ ■ - ■ ■ ■ ■</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ トラやライオンなどの危険な動物は受け入れられません。</p> <p>これらの避難所でも、ペットと生活するためには、飼い主さん自身で十分な準備をしていただく必要があります。 基本的なしつけや健康管理を行い、ケージやリード、フードやトイレ用品等、避難物資の準備を日頃からお願いします。 また、避難所ごとの飼育管理のルールの遵守についてもよろしくをお願いします。</p> <p>基本的な飼育管理ルールの例は、裏面にあります。</p>	避難所名	住所	電話	〇〇避難所	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇-〇〇〇〇	××避難所	×××××	××××-××××	△△避難所	△△△△△	△△△△-△△△△	□□避難所	□□□□□	□□□□-□□□□	▲▲避難所	▲▲▲▲▲	▲▲▲▲-▲▲▲▲	■ ■ 避難所	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ - ■ ■ ■ ■	<p style="text-align: right;">(例)</p> <p style="text-align: center;"><b>避難所でのペット飼育の基本的ルール</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ペットの飼育は、決められた場所で行ってください。 原則として、住民の居室には、ペットを持ち込むことはできません。また、ペット飼育場所以外での飼育管理は行わないでください。</li> <li>2 ペットの世話は飼い主さんの責任で実施してください。 通常の飼育管理については、飼い主さんの責任で行ってください。具体的な例は次のとおりです。             <ol style="list-style-type: none"> <li>① ペットのエサやり</li> <li>② ペットの散歩</li> <li>③ 飼育場所の清掃や糞尿の処理 など</li> </ol> </li> <li>3 トラブルの発生防止に努めてください。 ペットの鳴き声や臭いによるトラブルの発生防止に努めてください。 また、トラブルが発生した場合は、速やかに避難所の責任者に報告し、指示に従ってください。</li> </ol> <p style="text-align: center;">あなたのペットが、避難所の癒しの存在となり、 全ての避難者の方がともに災害を乗り越えることができるよう、ご協力をお願いします。</p>
避難所名	住所	電話																				
〇〇避難所	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇-〇〇〇〇																				
××避難所	×××××	××××-××××																				
△△避難所	△△△△△	△△△△-△△△△																				
□□避難所	□□□□□	□□□□-□□□□																				
▲▲避難所	▲▲▲▲▲	▲▲▲▲-▲▲▲▲																				
■ ■ 避難所	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ - ■ ■ ■ ■																				





### (1) ペット同行避難者の専用窓口への誘導と飼育場所の設置

災害発生時に避難者がペットと同行避難をしてきた場合、ほかの避難者への危害防止やトラブル防止の観点から、できるだけペット同行避難者専用の受付窓口と飼育場所を設置し、そちらへ誘導するようにしましょう。

また、同行ペットについて、飼い主からペットの情報（性格、しつけや健康管理の状況等）を聞き取り、状況によっては、受け入れに問題ないと判断されるまで動物の飼育場所へ連れて行くことは避けましょう。

### (2) ペット同行避難者の届出等

飼い主とペットの状況を把握することは、避難所の円滑な運営やトラブル発生防止のために重要です。

動物の飼育状況の把握のためにも、避難所での受付時に、飼い主にペットの状況について届出等をしてもらいましょう（参考様式1）。また、その際には、避難所での動物飼育管理のルールを周知しましょう。

届出により、受入可能な動物であれば、ペット个体識別票を渡して、ペットケージなどに貼り付けてもらい、さらにペットにも迷子札などの所有者明示を施し、避難所での飼育管理に役立てましょう。

<参考様式1：様式4-1 同行避難動物登録票>

<参考様式2：様式4-2 同行避難動物管理台帳>

### (3) ペット飼育名簿や飼育当番表の作成

避難所責任者等は、円滑な避難所運営と、トラブル発生時の迅速な対応のため、飼い主の届出をもとに動物の飼育状況について、名簿にまとめておきましょう（参考様式2）。また、飼い主同士でペットの世話ができるよう、ペット飼育当番表（参考様式3）があると避難者同士のコミュニケーションにも役立ちます。

<参考様式3：様式4-3 避難所ペット飼育管理等当番票>

### 3 避難所における動物の管理

#### (1) ペットの飼育管理

避難所でのペットの飼育管理は、飼い主の責任で実行するものです。

ペットの飼育管理をスムーズに行うことができるよう、あらかじめ、ペットの世話（共有部分等）の当番表やチェックシートの作成を検討しておきましょう。

<参考様式3：様式4-3 避難所ペット飼育管理等当番票>

#### <チェックシートに記載する必要物資の例>

- ペットフード、水（動物種ごと・年齢ごと・療法食等別ごとなど）
- 動物用医薬品等
- 首輪、リード等、食器
- トイレ用品（ペットシート、猫砂、ペーパースコップなど）
- その他（タオル、新聞紙、ブラシ、洗濯ネット、ビニール袋など）

#### (2) 避難所での避難者への情報提供

避難所でのペットの飼育状況について、その避難所での避難者への情報提供を行いましょ。特に、ペットの飼育場所や飼育管理の方法について周知しておくとともに、ペットにもストレスがかかっていることなどから、避難者への危害防止のため、動物に安易に近づかないように、掲示板での貼り紙やチラシ、回覧板などで啓発しておきましょう。

#### <ペット受け入れ避難所の掲示物の例>

(参考例2)

**〇〇避難所の皆さまへ**

〇〇避難所では、次の場所で避難してきたペットを飼育しています。

飼育場所の地図

ペットもストレスにより不安を感じています。  
飼い主さん以外の方は、むやみに近づかないようにしてください。

○ 飼い主の方へ  
避難所は、共同生活の場です。避難者の方の中には、動物アレルギーであったり、動物が苦手な方もおられます。そうした方もおられることを意識し、あなたのペットがみんなに受け入れられるよう、ペットの飼育ルールなどはきちんと守りましょう。

○ 飼い主以外の方へ  
ペットも災害を生き延びた命であり、飼い主さんが責任を持って世話をしています。ペットを飼っている方も飼っていない方も、ともに災害を乗り越えていきましょう。

○ ペットに関する相談  
ペットに関する相談やトラブルについては、飼育代表者または避難所責任者にお知らせください。

飼育代表者： ○ ○ ○ ○  
避難所責任者： ▲ ▲ ▲ ▲

(参考例3)

**ペットの飼い主の皆様へ！**

避難所では、多くの人たちが共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆様は、次のことを守って避難所生活を送ってください。

- ① 避難所設置責任者の指示には必ず従ってください。
- ② ペットは指定された場所で、ケージ(檻)などの中に入れるか、同じく指定された場所で、リードなどにつないで飼ってください。
- ③ 飼育場所や施設は、飼い主さん自らが常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
- ④ ペットを体育館や校舎等の避難所居住スペースへ入れないでください。
- ⑤ 避難所ではペットもストレスや興奮から、普段考えられない行動をすることがありますので、逃げ出したりしないように十分注意しましょう。
- ⑥ ペットが原因の苦情や危害が発生しないように努めてください。
- ⑦ 屋外の指定場所で必ず排便させ、後始末を行ってください。
- ⑧ エサを与えた後はその都度きれいに片づけて、衛生害虫などが発生しないようにしましょう。
- ⑨ ノミやダニの駆除に努めてください。
- ⑩ 運動やブラッシングは、必ず屋外の決められた場所で行ってください。
- ⑪ 他の避難者などとの間でトラブルが生じた場合は、速やかに避難所設置責任者まで連絡してください。

○ ○ 災害対策本部  
○ ○ 避難所設置者  
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

### (3) トラブル発生の防止と対応

避難所での動物飼育に伴うトラブルの発生防止やその解決のため、飼い主の中から動物飼育管理に関するペットグループの代表者を指定しましょう。

原則としてトラブルの解決は、個人で対応せず、グループ全体の責任で対応するようにしましょう。また、重大なトラブルや避難所運営に係るトラブルについては、避難所責任者等と協議して対応することとし、その対応状況と結果については、その避難所の避難者全体に周知するように努めましょう。